

フィオーレ喜連川 温泉使用細則

平成18年 2月 4日 制定

平成28年 4月 1日 改正

令和 4年 6月19日 改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則（以下「本細則」という。）は、フィオーレ喜連川管理組規約（以下「規約」という。）第54条に基づき、組合が行う温泉供給について、規約に定めるもののほかに必要な事項を定めることにより、組合員の共同の利益の維持増進を図り、組合の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則で使用する用語については、次の通り定めるものとする。

- (1) 引湯施設とは、源泉より給湯装置接続地点までの施設一切をいう。
- (2) 給湯装置とは、接続地点より各戸敷地内に設置する施設一切をいう。
- (3) 量湯器装置とは、給湯装置の内、各敷地内に設置する量湯器及びこれに付随する弁類をいう。

(禁止事項)

第3条 組合員は、本温泉の使用に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者に販売すること。
- (2) 自己の区画とは別の区画に引湯すること。
- (3) 自己の温浴施設以外の施設に給湯すること。
- (4) その他組合員の共同の利益に反すること。

第2章 給 湯

(給湯方式)

第4条 本温泉の給湯方式は、量湯器による計量方式とする。

(給湯施設)

第5条 組合は本温泉を供給し、組合員は加熱装置を設置するものとする。

(天災地変等による給湯不能)

第6条 組合員は、天災地変による温度の低下、供給量の減少あるいは供給不能、予期せざる事故等による一時的な温度の低下、供給量の減少及び供給不能については、容認す

るものとする。

第3章 管 理

(検査・修理等による給湯停止)

第7条 組合が、引湯施設の検査、修理等管理上必要であると認めたときはあらかじめ組合員に通知（但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない）の上、一時給湯停止又は時間給湯をすることがある。この場合の給湯量の減少及び温度の低下等について、組合員は容認するものとする。

(計量)

第8条 組合は、給湯量の計量を6ヶ月に1回(原則9月、3月)定期的に行うものとする。

(給湯装置の所有区分とその保守)

第9条 引湯施設及び量湯器は組合が所有し給湯装置は組合員が所有するものとする。

(量湯器の試験の請求)

第10条 組合員は、量湯器の作動に疑義が生じた場合は、組合にその旨を申し出ることができ、組合は検査、修理を行うものとする。

第4章 温泉使用開始

(温泉使用開始届)

第11条 組合員は、温泉の使用を希望する場合、規約第40条第2項に基づき、その旨を理事会の定める書面により、組合に届け出なければならない。

(引湯開始)

第12条 組合員は、前条の温泉使用開始届を提出し、施設維持管理基金を納入後、温泉使用開始届に記載する給湯開始希望年月日から引湯することが出来る。

(量湯器装置工事及び本管接続工事)

第13条 第11条の届け出により、組合は組合員の費用負担において、量湯器装置接続工事を設計施工するものとする。

2 組合員が敷地内に設置する給湯装置と温泉本管との接続工事は、施設管理上、組合の指定する工事人をして実施させるものとする。

(施設維持管理基金)

第14条 温泉を使用する組合員は、組合から「施設維持管理基金」の請求があった場合

は、組合に納入しなければならない。

- 2 施設維持管理基金の金額については、温泉施設維持管理を適切に行うことができるよう「理事会」において各年度の予算策定時に基金の徴収可否について検討し、総会に諮るものとする。
- 3 納入した施設維持管理基金については、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(管理費)

第15条 温泉を使用する組合員は、フィオーレ喜連川管理組合細則第9条第2項に定める起算日により表1の管理費を負担する。

表1 管理費

区分	量	料金
月額の基本料金	10m ³ まで	3,500円
超過料金	10m ³ 超	1m ³ につき300円

月額の基本料金：月間使用量が10m³までに適用

超過料金：月間使用量が10m³を超えた場合の使用量に適用

(管理費の納入期限、方法)

- 第16条 温泉を使用する組合員は、前条に定める管理費を、4月分を基点として2ヶ月分の基本料金を暫定使用量として、偶数月(6月、8月、10月、12月、2月、4月)の月末までに支払うものとする。
- 2 管理費の納入方法は、別途組合の指定する金融機関の口座へ自動引落又振込の方法により納入する。

(管理費の超過料金精算)

第17条 温泉を使用する組合員は、前条により納入した管理費の他、第8条に規定する給湯量の計量月の翌月(10月及び4月)に温泉超過使用量の超過料金の不足分を支払うものとする。この場合は、前条第2項を準用する。

第5章 給湯停止

(給湯停止)

第18条 組合員は、給湯の停止を希望するときは理事会の定める書面により、温泉使用停止届を組合に提出し、組合の給湯停止措置を受けなければならない。

(給湯停止した場合の管理費)

第19条 組合員が、前条の温泉使用停止届を提出したときは、「給湯停止措置」が完了した日の翌月の基本料金から、第15条に規定する管理費の徴収を停止する。

- 2 第16条第1項で2ヶ月分徴収した管理費で、前項の「給湯停止措置」が完了した日が第16条第1項の偶数月内であった場合は、奇数月の月額の基本料金を返却するものとする。
- 3 第8条に規定されている給湯量の計量月以外であっても、第1項の「給湯停止措置」が完了した場合は、組合が給湯量の計量を行い、組合員は超過使用量の不足分を支払うものとする。この場合は、第16条第2項を準用する。

(給湯再開)

- 第20条 組合員は、第18条の「給湯停止措置」を行ってから1年間以上経過したときは、手数料5,000円を納入して、理事会の定める書面により温泉使用開始届を組合に提出し、給湯停止措置の解除を求めることができる。
- 2 再開後の施設維持管理基金及び管理費は、第14条及び第15条に準ずる。

第6章 雑則

(継承人に対する債権行使)

- 第21条 組合が、組合員に対して有する債権は、継承人に対しても及ぶものとする。

(給湯停止措置)

- 第22条 組合は次の場合、温泉の供給を停止することが出来るものとする。
- (1) 組合員が管理費を2ヶ月以上納入しなかった場合。
 - (2) 組合員が第13条による量湯器の工事を組合に無断で行った場合。
 - (3) 組合員が量湯器の作動を妨げる行為を行った場合。
 - (4) 組合員が第3条の禁止事項行為を行った場合。
 - (5) その他、組合員が規約及び本細則の各条項に違反した場合。
- 2 前項により、給湯停止措置を受けた組合員（以下「停止組合員」という。）は、組合が停止措置その他に要した費用を納入する義務を負うものとする。
 - 3 停止組合員は、第1項1号の場合を除き、停止措置の原因となる行為によって発生した状態を解消しない限り、第18条の温泉使用停止届出を提出しても、温泉使用停止の適用を受けることはできない。
 - 4 停止組合員は、組合に納入すべき管理費その他費用がある場合は、第20条の給湯再開に関する温泉使用開始届を提出することはできない。

(規則外事項)

- 第23条 本細則及び規約等に定めがない事項については、関係法令の定めるところによる。
- 2 本細則及び関係法令のいずれにも定めのない事項については、理事会の決議に基づき、その取り扱いを定める。

第7章 附 則

(施行日)

第24条 本規則は平成18年2月4日から施行するものとするが、温泉施設の管理運営業務は、平成18年4月1日より開始するものとする。

(平成18年4月1日から温泉を使用する場合の取扱い)

第25条 組合員が平成18年4月1日より温泉使用を希望する場合、第11条第1項に関わらず別途定めた温泉使用開始届を、平成18年3月31日までに組合に提出するものとする。

2 前項の場合、管理費については、第15条第1項の定めに関わらず、平成18年4月分から納入するものとする。

附 則 (平成28年4月1日)

(施行日)

第26条 本規則及び規約の改正は、平成27年6月20日の組合通常総会の承認を得て平成28年4月1日から効力を発するものとする。

附 則 (令和4年6月19日)

(細則の制定)

第27条 使用規則を使用細則に改正する。

(細則の一部改正)

第28条 この細則の制定に伴い、第1条、第2条、第10条から第20条、第22条、第23条を一部改正する。

(施行日)

第29条 この細則は、令和4年6月19日の組合通常総会の承認を経て、同日から施行する。